

令和6年(2024年) 8月

市民福祉委員協議会資料

市立ひらかた病院 事務局

総務課・経営企画課・医事課

案 件

・市立ひらかた病院の運用について

1. 政策等の背景・目的及び効果

市立ひらかた病院では、退職等によって夜勤ができる看護師の確保が困難となったことなどにより、現在2病棟が休棟状態となっていることから、早期の開棟を目指し取り組んできたところです。

今回、2病棟のうち、1つの病棟を開棟することとなったことから、これをはじめとする今後の本院の病棟運用の予定について報告します。

また、本院医療職の職員の人材確保及び人材育成の観点から実施している各種資金貸与制度について、より柔軟かつ迅速に対応できるよう見直しを行います。

2. 内容

I 病棟運用について

(1) 4階西病棟の開棟について

① 内容

4月1日付けで採用した看護師を現場に配置することが可能となることから、現在休棟している2病棟のうち、1病棟を開棟することとしました。

開棟する病棟は、本院が小児専門医療と入院機能を有する小児救急医療を担う「大阪府小児地域医療センター」として、地域における役割を果たしていくため、4階西病棟（小児病棟：35床）とします。

このことにより、本院の稼働病床数は現在の 253床 から 288床 となります。

② 開棟時期

令和6年9月1日

(2) HCU病棟の改修工事について

① 趣旨

急性期病院として地域で高度な医療を提供していくため、重篤な急性機能不全の患者を24時間体制で管理し、より効率的な治療を施すための病床として、令和5年度から本院4階東病棟に4床設置した高度治療室（HCU）について、更なる機能性及び利便性の向上を図る観点から、自動ドアや患者用トイレの設置などの改修工事を行います。

② 工事期間

令和6年11月中旬から令和7年3月の予定

※ 工事期間中の重篤な患者については、5階東病棟等において病床を確保し、病院としての必要な治療が滞らないよう対応します。

II 医療従事者に係る資金貸与制度の見直しについて

(1) 看護師修学資金貸与要件の緩和について

① 趣旨

看護師不足に対応し、看護業務の充実を図ることを目的として実施している看護師修学資金貸与制度について、本院で看護師としての勤務を希望する者をより広範囲かつ柔軟に受け入れるため、現在の要件等を緩和するものです。

② 主な見直し内容

- i 貸与を受けることができる者の要件について、臨地実習実施の有無及び年齢要件を撤廃する。
- ii 具体的な貸与の額及び人数の上限の規定を削除する（毎年、予算の範囲内で管理者が決定することとする）。

項目	現 行	見直し後（案）
要件	① 本院での勤務を希望する者	①② 保健師助産師看護師法の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した看護師養成所で、 <u>病院事業管理者が指定するものに在学する者</u>
	② 保健師助産師看護師法の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した看護師養成所で、 <u>本院において臨地実習を実施しているもののうち、病院事業管理者が指定するものに在学する者</u>	
	③ <u>養成施設に入学した日の属する年度の末日までに、年齢が22歳に達しない者</u>	③ 《廃止》
貸与の額	月を単位として貸与するものとし、 <u>1月につき50,000円を超えない範囲内で管理者が定める額とする。</u>	月を単位として、 <u>管理者が別に定める額を貸与する。</u>
貸与人数	管理者は、管理者が定める選考基準により、毎年度、養成施設に在学している者のうちから <u>10人以内</u> で、修学資金の貸与を決定する。	管理者は、毎年度、養成施設に在学している者のうちから、管理者が定める選考基準により修学資金の貸与を決定する。

（２） 特定の免許等の取得に対する支援資金貸与に係る要件の拡大について

① 趣旨

現在、本院で勤務する看護師の助産師免許や特定の資格の取得を支援することにより、モチベーション及び技術の向上が図られるとともに、本制度を有することが人材確保にも繋がると考え実施している支援資金貸与制度について、タスクシェアリングの推進が求められる昨今の情勢を踏まえ、柔軟に対応できるよう制度内容を見直すものです。

② 主な見直し内容

- i 現在の看護職に限定する制度の対象職員の範囲を他の職員にも拡大する。
- ii 対象となる免許・資格等に、管理者が現行の免許・資格に相当すると認めたものも含まれることとする。
- iii 貸与の額については、事案によって柔軟に取り扱うことができるよう、管理者が別に定めることとする。

項 目	現 行	見直し後（案）
対 象 職 員	看護職の職員	看護職及び医療技術職等の職員
対象となる 免許・資格 等	(1)助産師免許 (2)看護師資格 ① 専門看護師資格 ② 認定看護師資格	(1)助産師免許 (2)特定の専門分野について熟練していること 又は技術の水準が高いことを示す資格として、 <u>病院事業管理者が認めるもの。</u> (3)前2号に相当すると管理者が認めたもの
貸与の額	1年度ごとに貸与する。その額は、当該年度における助産師学校等の入学金及び授業料に相当する額（当該額が800,000円を超える場合は、800,000円）とする。	当該年度における助産師学校等の入学金及び授業料に相当する額のうち <u>管理者が別に定める額を</u> 1年度ごとに貸与する。

③ これに伴う見直し

上記（2）②iiiとの整合を図る観点から、現在、同様の貸与額としている、本院の医師が大学院で修学する場合に支援する、医師大学院修学資金貸与制度についても見直しを行います。

項 目	現 行	見直し後（案）
貸与の額	1年度ごとに貸与する。その額は、当該年度における大学院の入学金及び授業料に相当する額（当該額が 800,000 円を超える場合は、800,000 円）とする。	当該年度における大学院の入学金及び授業料に相当する額のうち <u>管理者が別に定める額を</u> 1年度ごとに貸与する。

（3） その他

令和6年9月定例会月議会に係る条例の一部改正案を提出します。

3. 総合計画等における根拠・位置付け

- ① 総合計画 基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち
- ② 基本目標 8 安心して適切な医療が受けられるまち



4. 関係法令・条例等

医療法

看護師等の人材確保の促進に関する法律

市立ひらかた病院医師大学院修学資金貸与条例

市立ひらかた病院医師大学院修学資金貸与条例施行規程

市立ひらかた病院看護師の助産師免許等の取得に対する支援資金貸与条例
市立ひらかた病院看護師の助産師免許等の取得に対する支援資金貸与条例施行規程
枚方市看護師修学資金貸与条例
枚方市看護師修学資金貸与条例施行規程